

京都市国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市国際交流協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開している協会ホームページの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告及びリンク先は、協会事業の運営に有益であるものを優先する。

- (1) 協会の設立趣意や目的に合致するもの
- (2) 協会の各年度の事業方針に沿うもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか協会のホームページに掲載する広告として事務局長が適当であると認めるもの

2 ホームページに掲載する広告及びリンク先は、協会の広報媒体としての品位を妨げないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は抵触する恐れのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの
- (4) 協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) 前号各号に掲げるもののほか協会のホームページに掲載する広告として事務局長が適当でないと認めるもの

(規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地 85ピクセル、左右 230ピクセル
- (2) 12キロバイト以内
- (3) GIF形式（テキストも可）

2 広告の位置は、ホームページのトップページ右上及びメッセージボード右上とする。

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、下表のとおりとする。

	日本語	英語	中国語・ハングル・スペイン語
1枠	15,000円/月	10,000円/月	各5,000円/月

* 全外国語版（4カ国語）同時掲載：20,000円/月

* 全言語版（5カ国語）同時掲載：30,000円/月

2 1月未満の場合は月単位の額を日割り計算して積算する。

(掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、1月単位とし最長1年間とする。

- 2 広告掲載期間中、協会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨て)を、1日あたり掲載料金(月額)を30で除した額を払い戻すものとする。

(掲載申込)

第6条 広告の掲載希望者(以下「申込者」という。)は、京都市国際交流協会ホームページ広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に広告案を添えて協会事務局に提出する。

- 2 同一申込者が申し込める広告は、同一言語ページ1月につき1枠限りとする。違う言語の場合は複数言語の申込は可能とする。

(掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、協会ホームページ上やダイレクトメールなどで行うものとする。

- 2 掲載枠に空きが生じた場合は、広告を随時募集するものとする。

(掲載の決定等)

第8条 第6条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定した上、申込者に通知するものとする。

- 2 事務局長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めるものとする。

(掲載料金の支払)

第9条 申込者は掲載決定後、協会の請求に基づき期日までに広告掲載料金を支払うものとする。支払いは協会窓口か協会の指定する金融機関の口座への振込みとする。

(原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、協会が指定する方法により申込者の負担で作成し、協会が指定する期日までに電子メールでの添付若しくはCDなどメディアにより提出するものとする。

(申込者の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

- 2 リンク先に変更が生じた場合は、必ず協会に連絡するものとする。

(掲載料金の払い戻し)

第12条 広告掲載料金の払い戻しはしない。ただし、協会の都合により広告の掲載ができなく

なったときは、この限りでない。

(掲載の取り消し)

第13条 事務局長は、掲載前、掲載期間中を問わず、次の場合広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を支払わなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容を不相当と判断した場合
- (4) 申込者が指定したリンク先にリンクできない場合

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、2013年12月11日から実施する。

(参考)

京都市国際交流協会ホームページ広告掲載基準

京都市国際交流協会ホームページ広告掲載取扱要領第2条第2項第6号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次のものをいうものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害する恐れがある広告
- (12) その他事務局長が掲載を不相当と認める広告